

3. 利用料金

(1) 利用料

要介護または要支援認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1ヶ月につき下記の金額をいただき、サービス提供証明書を発行いたします。

このサービス提供証明書を後日管轄の市町村の窓口に出しますと、審査後、差額の払戻を受けられます。

居宅介護支援費／要介護度	単 価
要介護1・2	11,088 円
要介護3・4・5	14,406 円
初回加算 (新規サービス計画作成や要介護度区分が2段階以上変更になった場合)	3,063円
特定事業所加算(Ⅱ) ※ 特定事業所加算Ⅱとは、下記の基準を満たす事業所のことです。 ① 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の主任介護支援専門員を1名以上配置していること。 (※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。) ② 専ら指定居宅介護支援の提供に当たる常勤の介護支援専門員を3名以上配置していること。 (※利用者に対する指定居宅介護支援の提供に支障がない場合は、当該指定居宅介護支援事業所の他の他の職務と兼務をし、又は同一敷地内にある他の事業所の職務と兼務をしても差し支えない。) ③ 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催すること。 ④ 24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対する体制を確保していること。 ⑤ 当該指定居宅介護支援事業所における介護支援専門員に対し、計画的に研修を実施していること。 ⑥ 地域包括支援センターから支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定居宅介護支援を提供していること。 ⑦ 家族に対する介護等を日常的に行っている児童や、障害者、生活困窮者、難病患者等、高齢者以外の対象者への支援に関する事例検討会、研修等に参加していること。 ⑧ 居宅介護支援費に係る特定事業所集中減算の適用を受けていないこと。 ⑨ 利用者数が当該居宅介護支援事業所の介護支援専門員 1 人当たり 45 名未満であること。 ⑩ 介護支援専門員実務研修における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力または協力体制を確保していること。 ⑪ 他の法人が運営する指定居宅介護支援事業所と共同で事例検討会、研修会等を実施していること。	4,298 円

⑫ 必要に応じて、多様な主体等が提供する生活支援サービス(インフォーマルサービス含む)が包括的に提供されるような居宅サービス計画を作成していること。	
入院時情報連携加算Ⅰ (入院した日のうちに情報提供した場合) ※入院日以前の情報提供を含む。 ※営業時間終了又は営業日以外の日に入院した場合は、入院日の翌日を含む。	2,552円
入院時情報連携加算Ⅱ (入院した日の翌日又は翌々日に情報提供した場合) ※営業時間終了後に入院した場合であって、入院日から起算して3日目が営業日出ない場合は、その翌日を含む。	2,042円
退院・退所加算(Ⅰ)イ (病院等の職員から情報の提供をカンファレンス以外の方法で1回受け、サービス計画を作成した場合)	4,594円
退院・退所加算(Ⅰ)ロ (病院等の職員から情報の提供をカンファレンスにより1回受け、サービス計画を作成した場合)	6,126円
退院・退所加算(Ⅱ)イ (病院等の職員から情報の提供をカンファレンス以外の方法で2回以上受け、サービス計画を作成した場合)	6,126円
退院・退所加算(Ⅱ)ロ (病院等の職員から情報の提供を2回(うち1回以上はカンファレンスによるもの)受け、サービス計画を作成した場合)	7,657円
退院・退所加算(Ⅲ) (病院等の職員から情報の提供を3回以上(うち1回以上はカンファレンスによるもの)受け、サービス計画を作成した場合)	9,189円
緊急時等居宅カンファレンス加算 (病院等の求めにより、病院等の職員と居宅を訪問し、カンファレンスを行い、サービス等の利用調整をした場合)	2,042円
通院時情報連携加算 (利用者が医師又は歯科医師の診察を受ける際に同席し、医師又は歯科医師等に利用者の心身の状況や生活環境等の必要な情報提供を行い、医師又は歯科医師等から利用者に関する必要な情報提供を受けた上で、サービス計画に記録した場合)	510円
ターミナルケアマネジメント加算 (在宅で死亡した利用者に対し、終末期の医療やケアの方針に関する当該利用者又はその家族の意向を把握したうえで、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上、利用者又はその家族の同意を得て、利用者宅を訪問、心身の状況等を記録し、主治医及びサービス計画に位置付けたサービス提供事業者へ提供した場合)	4,084円
介護職員等処遇改善加算 介護職員等の確保に向けて介護職員等の賃金改善に充てること、また他職種と遜色のない処遇改善に向けることを目的に創設されたもの	所定単位数(1ヶ月のご利用サービスの合計単位数) ×21/1000を乗じて算出された単位数による額

(2)交通費

前記 2 の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
それ以外の地域の方は、介護支援専門員がおたずねするための交通費の実費
(車での場合通常の事業実施地域を超える地点から目的地までの往復1Km
あたり30円、公共交通機関の場合は実費)をいただきます。